

財務省告示第二十九号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成十八年一月二十三日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	〃	〃	〃	〃	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
	第十一回	第九回	第七回	第五回	第三回	記号
十億千 四七三 万千百 円百十 三八	円百八 三億 十六 一千 万九	七千二 万三十 円百四 九億 十二	七億六 万八百 円千七 四十九	六億五 十五百 五千二 万四十 百二	四千八 万二十三 円百三 九億 十四	総額面金額の
十万五千 三千千三 円九七百 百百九 八五億	円八百八 百八億 八十六 十万千 三千八	十万六二 五六百十 円千四四 百十億 三五千	円八億六 千六百 七二七 十十一 一万五	三十八五 百二千百 十万六十八 六五百八 円千四億	八万千八 円五四十二 百七十二 億七十六 八	総買入価額の